

長崎県後期高齢者医療広域連合 情報セキュリティポリシー

(公開部分抜粋)

令和2年3月25日一部改訂

<目 次>

第1章 長崎県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーの目的及び構成	1
1. 目的.....	1
2. 構成.....	1
第2章 個人情報保護方針	2
1. 基本理念	2
2. 個人情報の範囲	2
3. 個人情報の取扱いについて	2
4. 法令等の遵守について.....	2
5. 安全管理措置について.....	2
6. 問い合わせ.....	3
7. 個人情報保護の仕組みの改善.....	3

第1章 長崎県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーの 目的及び構成

1. 目的

長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が取り扱う情報には、個人情報や事業運営上重要な情報など、部外に漏えい等した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御する必要がある。そのため、広域連合の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するために、平成19年に策定した「長崎県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー」を平成28年1月から利用が開始される個人番号制度に伴い策定された「後期高齢者医療広域連合における番号制度導入の手引き」に準拠して平成28年3月30日に全面改訂することとする。

2. 構成

情報セキュリティポリシーは、広域連合が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

情報セキュリティポリシーは、広域連合が保有する情報資産を取り扱う全ての職員に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要求される。しかし一方では、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に対し柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、情報セキュリティポリシーは、基本理念としての「個人情報保護方針」と、一定の普遍性を備えた部分としての「情報セキュリティ基本方針」と、情報資産を取り巻く状況の変化に対応する部分としての「運用管理規程」から構成する。

なお、セキュリティ対策上の観点から、「情報セキュリティ基本方針」と「運用管理規程」は、非公開とする。

【情報セキュリティポリシーの構成】

情報セキュリティポリシー		内 容	公開・ 非公開
第1章	目的及び構成	情報セキュリティポリシーの目的及び構成	公開
第2章	個人情報保護方針	情報セキュリティ対策の基本理念	公開
第3章	情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針	非公開
第4章	運用管理規程	情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準	非公開

第2章 個人情報保護方針

1. 基本理念

長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、常日頃より被保険者の視点に立ち、よりよい被保険者サービスの提供を目標として、医療保険業務等を運営している。被保険者に応じて迅速で的確なサービスを提供するためには、被保険者に関する様々な情報が必要である。

被保険者と確かな信頼関係を築き上げ、安心してサービスを受けていただくために、被保険者の個人情報の安全な管理は必須である。広域連合では下記の方針に基づき、個人情報保護に厳重な注意を払う。

本方針は、被保険者の個人情報のみならず、被保険者の世帯員情報や広域連合の職員情報など、広域連合が取り扱う全ての個人情報についても適用する。

2. 個人情報の範囲

広域連合の取り扱う個人情報は、資格管理・賦課・収納・給付に係る医療保険業務、健診等に係る保健事業、広域連合の人事・給与、資産管理、財務会計等に係る業務に必要な個人に係る情報の全てを指す。個人情報は、特定個人情報も含む。特定個人情報は、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報を指す。

法令の定める業務範囲の手続において、個人番号の記入欄のある様式を用いて得られた情報については、様式に個人番号の記入がない個人情報も特定個人情報と同様に取り扱う。

3. 個人情報の取扱いについて

広域連合は、個人情報の収集に当たって、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第4条の規定に沿って利用目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。

個人情報の利用及び提供については、個人情報保護条例第6条の規定に沿って利用及び提供を行う。また、法令等で定められた場合を除き、目的外利用や第三者提供を行わないこととし、そのための措置を講じる。

特定個人情報については、下記の場合以外の場合は、利用目的の範囲を超えて、利用しない。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第4項の規定に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
なお、特定個人情報については、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、提供しない。

4. 法令等の遵守について

広域連合は、個人情報保護及び特定個人情報保護に関する日本の法令、国が定める指針、条例その他の規範を遵守する。

5. 安全管理措置について

広域連合は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止し、安全で正確な管理に努める。

外部委託事業者に対して、適切な監督を行う。

6. 問い合わせ

広域連合における個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、下記で受け付ける。

個人情報保護相談電話 095-816-3930

広域連合ホームページお問い合わせフォーム

【URL】 [https:// www.nagasaki-kouiki.net/inquiry](https://www.nagasaki-kouiki.net/inquiry)

7. 個人情報保護の仕組みの改善

広域連合は、個人情報保護のための運用ルールを整備し、それに基づいて個人情報を管理する。また、この運用ルールは適宜見直し、継続的な改善を図る。

	平成28年	3月30日全部改訂	(平成28年	3月30日施行)
	平成29年	3月28日一部改訂	(平成29年	4月1日施行)
	平成30年	3月28日一部改訂	(平成30年	3月28日施行)
	平成31年	3月8日一部改訂	(平成31年	3月8日施行)
最終改訂	令和2年	3月25日一部改訂	(令和2年	4月1日施行)